

感染防止対策に関する取組事項

.....

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

院内感染の発生を未然に防止し、集団感染症発生時には、適切で迅速な対応を図ります。このため全職員で感染対策マニュアルを遵守します。

2. 感染対策に関する取組事項

1) 院内感染対策委員会

- ①感染防止対策に関する意思決定機関として毎月1回会議を行います。
- ②院内での感染対策の実働組織として、定期的な会議と院内のラウンド、情報交換、現場での感染対策の実践、その他感染問題の相談対応を行っています。

2) 院内感染予防に関する職員研修

就職時（新人研修・中途採用研修）および、全職員対象に年2回必須研修を行い、感染防止対策の基本的な考え方および具体的方策について、全職員に周知徹底を図っています。

3. 感染発生状況に関する事項

院内感染を防止するため「感染情報レポート」を週1回・「月間感染情報」を月1回作成し注意喚起を行います。委員会で情報を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染マニュアルに添って、対策委員会を開催、速やかに発生の原因究明を行い改善策を立案・実施し全職員へ周知します。必要な場合は保健所等へ連絡、報告を行い速やかに連携し対応します。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染防止の基本について説明し、理解を得たうえで協力を求めます。また、感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

6. 地域連携に関する事項

感染対策合同カンファレンスで感染管理病院から最新の情報を得ます。また、その情報を得て院内感染予防対策を推進します。

※院内感染対策指針を掲示用に要約・補足したものです。

平成24年2月1日
病院長